

地域計画の変更について

本村では、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため地域計画の更新を行っています。

1. 地域計画について

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組みを推進していく計画です。区域につきましては、村内を「北部」「中部」「南部」の3地域に分け、農業振興地域農用地区域の農地を計画に位置付け、認定農業者及び認定新規就農者を中心に、将来耕作面積を拡大する意向のある農業者等について、地域内の農業を担う者として位置付け、農地の出し手、受け手の意向等反映した目標地図を作成しております。

2. 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)の追加について

新たに認定農業者、認定新規就農者及び予定者や法人化等に伴う変更となった、下記農業者を、今後地域内の農業を担う者として位置づけます。

①北部地区(虫笠、真名子、上羽太、中久保、下羽太、長坂、柏野、赤淵、米)

・30代男性(水稻)

集落営農組織解散による変更で認定新規就農者として位置づけ

・法人(水稻)

30代男性から法人化に伴う変更(認定新規就農者)

・60代男性(水稻)

新規認定農業者として新たに位置づけ

・70代男性(水稻)

新規認定農業者として新たに位置づけ

・70代男性(水稻)

経営移譲に伴う変更(認定農業者)

・50代女性(水稻)

経営移譲に伴う変更(認定農業者)

②中部地区(上熊倉、下熊倉、谷地中、上折口原、下折口原、田土ヶ入、真船、折口、鶴生、高助、追原)

・50代男性(水稻)

新規認定農業者として新たに位置づけ

- ・60代男性(水稻)
新規認定農業者として新たに位置づけ
- ・60代男性(水稻)
新規認定農業者として新たに位置づけ
- ・30代男性(水稻)
認定新規就農者(予定)として新たに位置づけ
- ・法人(施設野菜)
認定新規就農者として新たに位置づけ

③南部地区(由井ヶ原、川谷、報徳、芝原、一の又、伯母沢、黒森、黒川、原中、原中
開拓、山下、上新田、下新田)

- ・70代男性(水稻)
新規認定農業者として新たに位置づけ
- ・50代男性(水稻)
経営移譲に伴う変更(認定農業者)
- ・40代男性(水稻)
新規認定農業者として新たに位置づけ
- ・法人(水稻)
50代男性から法人化に伴う変更(認定農業者)
- ・40代男性(水稻)(法人化予定)
認定新規就農者(予定)として新たに位置づけ

協議の場開催

日時:令和8年2月18日(水) 午後6時00分～午後6時45分

場所:西郷村文化センター大研修室

令和8年産水稻・新規需要米用塩化カリウム配布及び西郷村地域
計画変更並びに転作補助金関係説明会にて説明済み(承認)

※地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)の追加につ

いて承認。